

地域資源活用エネルギー導入推進事業（調査・計画策定支援）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、地域資源活用エネルギー導入推進事業補助金（以下「本補助金」という。）のうち調査・計画策定支援補助金の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第2条 本補助金は、小水力発電等の再生可能エネルギーの地産地消によるゼロカーボンや地域内経済循環等を達成していくために、地域住民組織、NPO法人、市町村、民間事業者等が行う事業可能性調査や計画策定等を支援し、本県における地域資源である再生可能エネルギーの導入を推進することを目的として交付する。

（補助金の交付）

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表1の第1欄に掲げる事業で同表の第2欄の要件を満たすもの（以下「補助事業」という。）を行う同表の第3欄の者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表1の第4欄に掲げる経費（消費税及び地方消費税を除く。以下「補助対象経費」という。）の合計額に、別表2の第1欄に定める率を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨てる。）以下とし、上限は同表の第2欄に掲げる額とする。また、事業実施期間は、同表の第3欄に定める期間とする。

3 なお、別表2の第1欄中の市町村の積極的な関与がある場合については、生活環境部長が別途定める。

4 本補助金とは別に補助金等を受けている場合は、重複する対象経費を補助対象としないものとする。ただし、事業実施を予定している市町村からの補助は除く。

5 なお、本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たって業務委託（工事請負含む）を行う際には、県内事業者に発注しなければならない。ただし、あらかじめ県内事業者以外の者に発注することについて知事の承認を受けている場合を除く。

（交付申請の時期等）

第4条 本補助金の交付申請は、各年度の2月末日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

（交付決定の時期等）

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額を伴う変更
 - (2) 交付目的の達成に支障が生じ、又は事業効率の低下をもたらすおそれのある事業計画の変更
- 2 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。
- 3 規則第12条第3項の申請書に添付すべき書類は、様式第1号及び第2号によるものとする。

(進捗状況報告の時期等)

第7条 補助事業者は、規則第17条第3項の規定による進捗状況を、各年度の翌年度の4月15日までに、様式第4号により知事に報告しなければならない。

(現地調査等)

第8条 生活環境部長は、前条の報告があったときは、指定した職員により現地調査等を行うこととし、補助対象経費が適正に支出されていると認めたときは、支払実績額に基づき交付決定額の範囲内で補助金を支払うものとする。

(実績報告の時期等)

第9条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から15日を経過する日
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月15日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(財産の処分制限)

第10条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、生活環境部長が別に定める期間)とする。

- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
- (1) 取得価格又は効用の増加価格が500千円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
- 3 規則第25条第2項の規定による承認を受けるにあつては、処分の事前に様式第5号により申請するものとする。
- 4 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(収益納付)

第11条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から15日以内に知事にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、知事はその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するように指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(補助事業の報告等)

第 12 条 補助事業者は、補助事業の調査結果を報告するものとし、県は必要によりその報告書を公表できるものとする。

2 生活環境部長は必要があると認めるときは、補助事業者に補助事業の状況又は調査結果について報告又は発表をさせることができる。

(雑則)

第 13 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 2 4 日から施行し、令和 4 年度事業から適用する。

別表1（第3条関係）

1 補助事業	2 要件等	3 補助対象者	4 対象経費
地域でエネルギー ^(注) を創出し活用する事業に係る事業可能性調査や計画の策定、協議会の開催等の事業	市町村を含む協議会等(既存組織の活用も可)の組織を結成すること、または市町村・地域住民等と事業実施に係る協定等を締結すること。	第2欄に掲げる協議会の構成員又は協定等の締結者である市町村、地域住民組織、NPO法人、民間事業者等	謝金、旅費、需用費、役務費、委託費、使用料及び賃借料、備品購入費

(注) 鳥取県内に賦存するエネルギー資源(太陽光、水力、温泉熱、地熱、地中熱、バイオマス)とする。特に、バイオマスについては、農林水産業に由来する動物性生有機物であってエネルギー源として利用することができるもので、かつ原材料を含め県内で生産されたものに限る。

別表2（第3条関係）

1 補助率	2 補助上限額	3 事業実施期間
2分の1 (市町村の積極的な関与がある場合 3分の2) ^(注)	3,000千円	補助金交付決定年度の翌年度末まで

(注) 補助対象者が市町村の場合は、補助率2分の1とする。

様式第1号（第4条、第6条、第9条関係）

年度地域資源活用エネルギー導入推進事業（調査・計画策定）補助金
事業計画（報告）書

1 事業概要

事業名	
事業実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
事業実施場所	
事業の目的	
事業計画（実績）の概要	
市町村との連携状況	

2 事業の内容及び経費の配分

項目	内容	補助対象経費 (算定基準額)	負担区分		
			県補助金	市町村補助金	その他
		円		円	円
合計					

(注) 補助対象経費の欄には、補助事業に要する経費から消費税及び地方消費税を除いた金額を記載すること。

3 その他

本補助金以外の補助金等の助成の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ※「有」の場合は活用する補助金やその事業内容、当該補助金の問合先を記載すること。 ()
県内事業者への発注が困難である理由	※止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難であるとあらかじめ分かっている場合に記載

(添付書類)

- ・事業実施工程表、事業実施場所を示した図面、事業計画の詳細が分かる資料（様式は任意）
- ・協議会の規約等、事業主体となる団体の規約、役員名簿等
- ・実績報告の際には、積算根拠が分かる証拠書類、写真・報告書等の事業の実施状況が確認できる資料
- ・その他知事が必要と認める書類（県内事業所に従業員等が常駐していることを証する資料など）

年 月 日

様

職 氏 名

年度地域資源活用エネルギー導入推進事業（調査・計画策定支援）補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった地域資源活用エネルギー導入推進事業（調査・計画策定支援）補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の補助事業は、「 年度地域資源活用エネルギー導入推進事業（調査・計画策定支援）補助金」とし、その内容は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されているとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 本補助金の額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、地域資源活用エネルギー導入推進事業（調査・計画策定支援）補助金交付要綱（令和4年 月 日付第 号鳥取県生活環境部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

鳥取県知事 様

住所
 企業・団体名
 代表者職氏名

年度地域資源活用エネルギー導入推進事業（調査・計画策定支援）補助金
 進捗状況報告書

年 月 日付第 号で交付決定を受けた事業の進捗状況について、年 月 日現在の進捗状況を、地域資源活用エネルギー導入推進事業（調査・計画策定支援）補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の進捗状況

補助金等の名称	地域資源活用エネルギー導入推進事業（調査・計画策定支援）補助金
事業名	
事業内容	1 実施した内容 2 事業成果（ 年 月 日現在） 3 今後の予定

※実施した内容について簡潔に記載すること。

2 予算の執行状況

		算定基準額（円）	交付決定額（円）
交付決定			
初年度の実績額	9月		
	3月		
次年度の実績額	9月		
	3月		
今後の執行予定			

- (注) 1 実績報告書の収支決算書に準じた明細（任意の様式で可）を添付すること。
 2 不要な欄は削除すること。

鳥取県知事 様

住所
企業・団体名
代表者職氏名

取得財産処分承認申請書

年度地域資源活用エネルギー導入推進事業（調査・計画策定支援）補助金により取得し又は効用の増加した財産を処分するため、地域資源活用エネルギー導入推進事業（調査・計画策定支援）補助金要綱第10条の規定により下記のとおり申請します。

記

事業名	
品目及び取得年月日	
取得価格及び時価	
処分の内容	